

3.9 世代移動通信システムの導入のための 特定基地局の開設に関する指針案等の概要

より高速・大容量のワイヤレスブロードバンド環境を実現するとともに、我が国の国際競争力の強化を図る観点から、3.9 世代移動通信システム等を導入するため、次の方針により開設計画の認定を行う。

1 3.9 世代移動通信システムの導入のための開設指針案

- (1) 1.5GHz 帯及び 1.7GHz 帯について、新規参入希望者・既存事業者を問わず、最大 4 者に対して、10MHz 又は 15MHz を割り当てる。
- (2) 認定の日から 5 年以内に、割当周波数帯において、各総合通信局（沖縄総合通信事務所を含む。以下同じ。）の管轄区域内の 3.9 世代移動通信システム等のカバー率（3.9 世代移動通信システム^(注1)に加え、3.5 世代移動通信システムの高度化システム^(注2)によるサービス提供が可能な地域の人口の割合）が 50%以上になる計画を有することを要件とする。

(注1) 100Mbps 以上のワイヤレスブロードバンドを実現できるシステム

(注2) 40Mbps 以上のワイヤレスブロードバンドを実現できるシステム

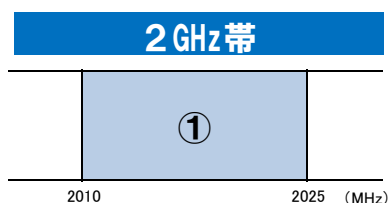
- (3) 様々な 3.9 世代移動通信システムの導入シナリオに柔軟に対応可能とするため、第 3 世代、3.5 世代移動通信システムの使用も認める。



※東名阪等について、デジタル MCA の使用期限である平成 26 年 3 月末まで使用不可。

2 2GHz 帯の周波数を使用する開設指針案

- (1) 新たに 5 つの通信方式を追加し、新規参入希望者・既存事業者を問わず、最大 1 者に対して、15MHz を割り当てる。
- (2) 認定の日から 5 年以内に、各総合通信局の管轄区域内のカバー率（サービス提供が可能な地域の人口の割合）が 50%以上になる計画を有することを要件とする。



3.9 世代移動通信システムの導入のための 特定基地局の開設に関する指針案等の骨子

1 3.9 世代移動通信システムの導入のための開設指針案

(1) 特定基地局の範囲

第3世代、3.5世代及び3.9世代移動通信システムの無線局を対象とする。

(2) 使用する周波数

1475.9MHz を超え 1510.9MHz 以下及び 1844.9MHz を超え 1854.9MHz 以下の周波数^(注1)について、原則として、開設計画の認定の日から使用することを可能とする^(注2)。

ただし、現在、デジタル MCA で使用している 1503.35MHz を超え 1510.9MHz 以下の周波数については、平成 26 年 3 月 31 日までの間は、東北、信越、北陸及び四国総合通信局並びに沖縄総合通信事務所の管轄区域内での使用に限り、平成 26 年 4 月 1 日からは、全国で使用することを可能とする。

(注1) 1.7GHz 帯のうち未使用の 1844.9MHz を超え 1854.9MHz 以下の周波数について、従来の取扱いを変更し、今回、割当てを行うこととする。

(注2) 現在、第2世代携帯電話等で使用している 1477MHz を超え 1510.9MHz 以下の周波数について、平成 22 年 3 月 31 日までの間は、一部の地域を除く。

(3) 特定基地局の配置

認定の日から5年以内に、各総合通信局の管轄区域内のカバー率が50%以上になるように特定基地局を配置しなければならない。

(4) 電波の能率的な利用を確保するための技術の導入

小セル化、適応多値変調方式その他の電波の能率的な利用を確保するための技術を導入しなければならない。

(5) 開設計画の認定等

① 申請できる周波数幅は、10MHz 又は 15MHz とする。

② 次の項目について要件審査を行い、要件に適合する申請に対して認定を行う。

ただし、要件を満たす申請が5以上の場合には、比較審査を行い、基準への適合の度合いが高い4の申請について、10MHz 又は 15MHz の周波数幅を指定して、認定を行うものとする。

認定に当たっては、認定の日から5年以内に、割当周波数帯において、各総合通信局の管轄区域内の3.9世代移動通信システム等のカバー率が50%以上になる計画を有すること等を要件とする。

【要件審査及び比較審査項目】

- (1) 開設計画の適切性及び計画実施の確実性
 - ① 特定基地局の整備計画
 - ② 特定基地局の整備能力
 - ③ 電気通信設備の設置・運用のための技術的能力
 - ④ 財務的基礎
 - ⑤ 電気通信設備の保守・管理体制、障害時の対応体制の整備
 - ⑥ 無線従事者の適切な配置
 - ⑦ 利用者利益の確保のための体制整備
- (2) 混信等の防止
 - ① 混信等を防止するための技術の導入
 - ② 混信等防止対策の計画
- (3) 電波の能率的な利用の確保
 - ① 3.9世代移動通信システム等のカバー率
 - ② 電波の能率的な利用を確保するための計画
- (4) 電気通信事業の健全な発達と円滑な運営への寄与
 - ① 他の電気通信事業者による無線設備の利用の促進の計画
 - ② その他電気通信事業の健全な発達と円滑な運営への寄与

2 2GHz 帯の周波数を使用する開設指針案

(1) 特定基地局の範囲

モバイルWiMAX、IEEE802.20 625k-MC、次世代PHS、UMB-TDD、LTE-TDD、TD-CDMA及びTD-SCDMAの7方式の無線局を対象とする。

(2) 使用する周波数

2010MHzを超え2025MHz以下の周波数について、開設計画の認定の日から使用することを可能とする。

(3) 特定基地局の配置

認定の日から5年以内に、各総合通信局の管轄区域内のカバー率が50%以上になるように特定基地局を配置しなければならない。

(4) 電波の能率的な利用を確保するための技術の導入

小セル化、適応多値変調方式その他の電波の能率的な利用を確保するための技術を導入しなければならない。

(5) 開設計画の認定等

- ① 申請できる周波数幅は、15MHz とする。
- ② 3.9 世代移動通信システムの導入に係る開設計画の認定と同様の項目について要件審査を行い、要件に適合する申請に対して認定を行う。
ただし、要件を満たす申請が2 以上の場合には、比較審査を行い、基準への適合の度合いが高い1 の申請について、15MHz の周波数幅を指定して、認定を行うものとする。

3.9 世代移動通信システムの導入のための特定基地局の開設に関する指針第2項第2号の規定に基づき、同号に規定する別に定める区域を定める告示案の概要

現在、第2世代携帯電話又はデジタル MCA で使用している周波数に関し、その使用期限である平成22年3月31日まで又は平成26年3月31日までの間、3.9世代移動通信システム等で使用できない区域を具体的に定める。

平成17年総務省告示第883号(1.7GHz帯又は2GHz帯の周波数を使用する特定基地局の開設に関する指針を定める件)の一部を改正する告示案の概要

1844.9MHzを超え1854.9MHz以下及び2010MHzを超え2025MHz以下の周波数に係る特定基地局の開設に関する指針を新たに策定することに伴い、これらの周波数に係る規定について、1.7GHz帯又は2GHz帯の周波数を使用する特定基地局の開設に関する指針から削除する。

平成12年郵政省告示第744号(電波法第6条第7項の規定に基づき、同項各号の無線局が使用する周波数を定める件)の一部を改正する告示案の概要

電波法(昭和25年法律第131号)第6条第7項に基づき、総務大臣が公示する期間内に免許の申請を行わなければならない無線局が使用する周波数について、1.5GHz帯の携帯無線通信用周波数の基地局用周波数及び陸上移動局用周波数を追加する。

(参考) 電波法第6条第7項

次に掲げる無線局(総務省令で定めるものを除く。)であつて総務大臣が公示する周波数を使用するものの免許の申請は、総務大臣が公示する期間内に行わなければならない。

- 一 電気通信業務を行うことを目的として陸上に開設する移動する無線局(一又は二以上の都道府県の区域の全部を含む区域をその移動範囲とするものに限る。)
- 二 電気通信業務を行うことを目的として陸上に開設する移動しない無線局であつて、前号に掲げる無線局を通信の相手方とするもの
- 三・四 (略)